

特集

新たな食料・農業・農村基本計画

特集

新たな食料・農業・農村基本計画

本特集では、改正食料・農業・農村基本法(以下「改正基本法」という。)に基づく新たな食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)の概要について、議論の経過にも触れつつ紹介します。

1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定の経緯

新たな食料・農業・農村基本計画

改正前の基本法に基づく政策全般にわたる検証や評価、今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、令和 6(2024)年 6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。この改正基本法の基本理念の実現に向けて具体的な施策を集中的に実施していくために、基本的な施策の方向性を示したものが、基本計画です。

新たな基本計画では、改正基本法の基本理念として掲げた「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向けて、食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、食料安全保障の動向に関する事項、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めています。

また、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を 5 年間としています。

更に、新たな基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示す KPI※の設定を行うこととし、少なくとも年 1 回、その目標の達成状況の調査・公表、KPI の検証により PDCA サイクルによる施策の見直しを行うこととしています。

東北農政局では、新たな基本計画の策定に当たり、東北地方の現場の声を届けるため、令和 7(2025)年 2月に地方意見交換会(東北ブロック)を開催しました。

(詳しくは、2 食料・農業・農村政策審議会企画部会 地方意見交換会(東北ブロック))



食料・農業・農村基本計画

URL: https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/

※Key Performance Indicator の略で、重要業績評価指標のこと

2 食料・農業・農村政策審議会企画部会 地方意見交換会(東北ブロック)

食料・農業・農村政策審議会企画部会 地方意見交換会(東北ブロック)

食料・農業・農村政策審議会企画部会では、新たな基本計画の策定に当たり、幅広く国民の皆様からのご意見を聴くため、全国 11 ブロックで地方意見交換会を実施しました。

東北では、令和 7(2025)年 2 月 20 日に、地域の農業者、食品事業者、NPO 団体、農業団体から 5 名の方々にご参加いただき、新たな基本計画に関するご意見・ご要望を伺うとともに、同部会の内藤委員を座長に、小針委員、5 名の参加者による意見交換会を実施し、新たな基本計画の策定に向け東北地方における現場の声を届けました。

参加者の方々からは、女性の活躍において多様な雇用形態の確立を目指すとともに、能力に応じた裁量が与えられる環境の構築が必要であること、また、スマート農業については導入支援も重要であるが、法的整備等も重要であり、ドローンの夜間飛行の許可や RKT 基地局の整備等が必要であること、また、すべてのコストが高騰している中、売主・買主が対等に交渉でき、価格転嫁が可能な環境の整備が必要であること、また、フードバンクの運営体制の強化が必要であること、また、農村 RMO の裾野を広げ、立ち上げるための継続的な支援が必要であること等々のお話がありました。

＜ヒアリング者＞

屋号：トータスファーム 相原美穂氏

有限会社ライスサービスたかはし 代表取締役 高橋文彦氏

株式会社いわちく 代表取締役社長 藤村明智氏

認定特定非営利活動法人フードバンク岩手 副理事長・事務局長 阿部知幸氏

加美よつば農業協同組合 代表理事専務 後藤利雄氏



食料・農業・農村政策審議会企画部会 地方意見交換会

URL: <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/gaiyou.html>

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた政策の方向性を明確化し、平時からの食料安全保障の確保を図る
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障の確保を図る

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース: 53%
- ・国際基準準拠: 45%

＋
安定的な輸入の確保
＋
備蓄の確保

食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

目標

○農地の確保

〔農地面積: 412万ha〕

○サステナブルな農業構造

〔**49歳以下の担い手数:**
現在の水準
(2023年: 4.8万) を維持〕

○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

- ・1経営体当たり生産量: 1.8倍
- ・生産コストの低減:
(米) 15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
(麦、大豆) 2割減(現状比)

輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

目標

○農林水産物・食品の輸出額

〔輸出額: 5兆円〕

農地総量の確保、サステナブルな農業生産の推進

○**水田政策を令和9年度から**水田を対象として支援する。水田の生産性向上等

○**コメ輸出**の更なる拡大は、低コストで生産できる転作の推進、海外における需要拡大を

○規模の大小や個人・法人の農業で生計を立てる担い手の確保。農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手の確保を

○**サステナブルな農業構造**の推進。親元就農や雇用就農の促進

○**生産コストの低減**を図る。農地の大区画化、情報通信技術の導入、スマート農業技術の導入、品種の育成、共同利用施設

○**生産資材**の安定的な供給。国内資源の肥料利用拡大、国産飼料への転換を推進

輸出拡大等による「海外展開」の推進

○**マーケットイン・マーカー**の推進。輸出産地の育成、国内外

○**食品産業の海外展開**及び輸出の拡大による輸出拡大との相乗効果

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展

村基本計画のポイント

した課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

スティナブルな農業構造の構築、 性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

から**根本的に見直し**、
する水田活用の直接支払交付金を
策への支援へと転換

に向け、
輸出向け産地を新たに育成するとともに、
を推進

などの経営形態にかかわらず、
い手を育成・確保し、
ともに、
い手への**農地の集積・集約化**を推進

構造の構築のため、
促進により、49歳以下の担い手を確保

るため、
通信環境の整備、
く・**DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、
施設等の再編集約・合理化等を推進

合を確保するため、
に、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、
自

海外から稼ぐ力を強化

アットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、
トー貫したサプライチェーンの構築を推進

バインバウンドによる食関連消費の拡大
乗効果の発揮

農業経営の「**収益力**」を高め、
農業者の「**所得を向上**」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+ 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

➤ 食料システムの関係

- 原材料調達の安定化、現
- コストの明確化、消費者
食料システム全体での合
- ラストワンマイル物流の
フードバンク等の食料受

➤ 「食料システム全体

- GXに取り組む民間活力
同時に実現する「みどり」
クロスコンプライアンス
- バイオマス・再生可能エ
- 多様な者の参画等を得て
農業生産活動の継続を通

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が
見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において
創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 地方創生2.0の実現

- 2025年夏を目途に「地
「『農山漁村』経済・生
地域内外の民間企業の参
関係人口の増加を図り、
- 所得向上や雇用創出のた
農泊や農福連携等、地域
- 生活の利便性確保のため
自家用有償旅客運送等の
- 中山間地域等の振興のた
農村RMOの立上げや活
地域課題に対応したスマ
地域の特色を活かした農

国民理解の醸成

○ 農業等

者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進

理解の醸成等を通じた

合理的な費用を考慮した価格形成の推進

確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、

導入・提供機能の強化等を実施

「環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を
GX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金や
の実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進

エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進

つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により

通じた多面的機能の発揮を促進

「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

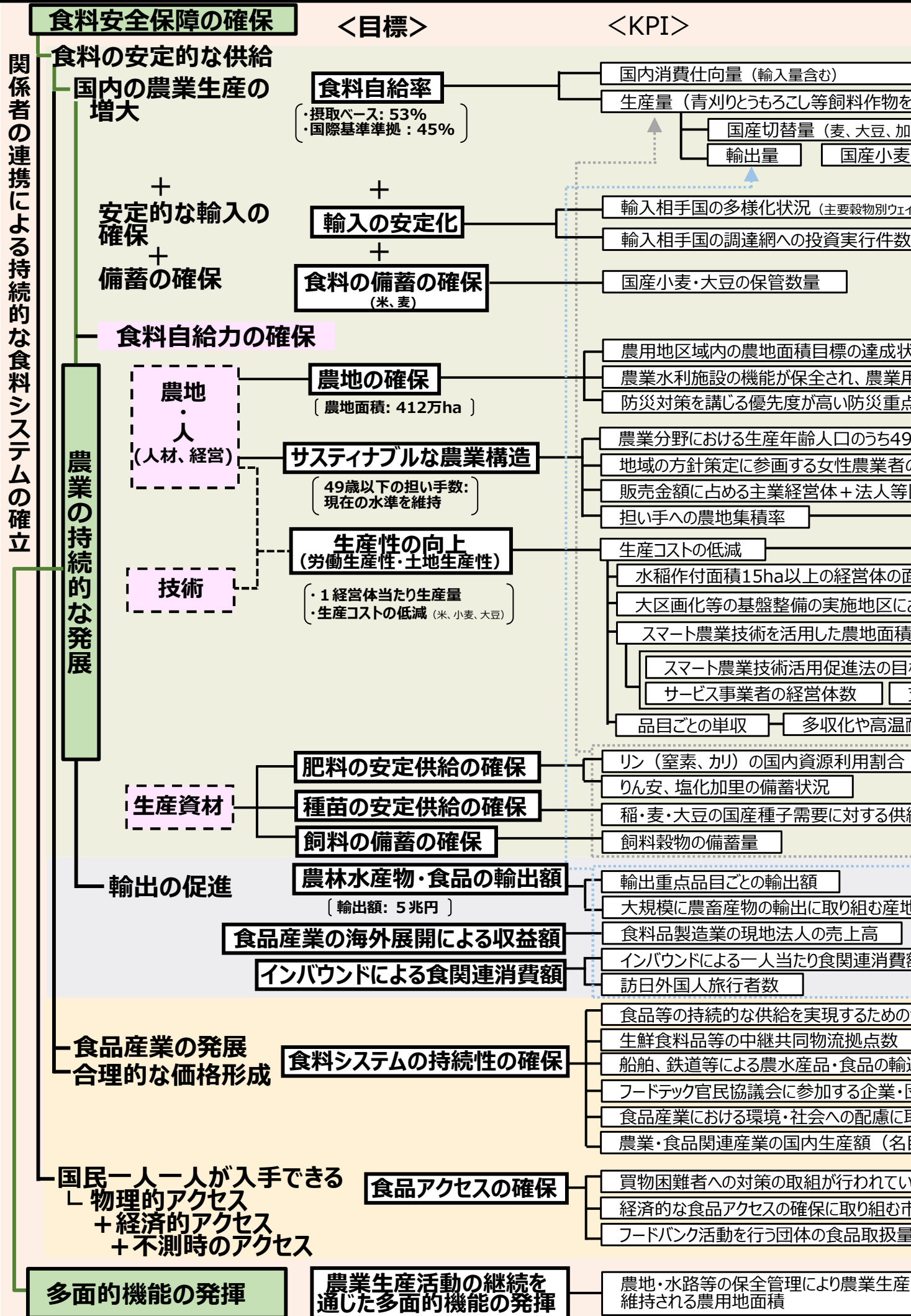
方みらい共創戦略」を策定し、
活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、
多面促進や地域と企業の新たな結合等により、
楽しい農村を創出

ため、
域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出

り、
移動手段の確保等の生活インフラ等を確保

ため、
動充実の後押しによる集落機能の維持、
スマート農業技術の開発・導入、
農業で稼ぐための取組を支援

に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進



計画における主な目標・KPI

環境と調和のとれた食料システムの確立

温室効果ガス削減量

- 分野別の排出削減量・吸収量
- みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数
- 農業分野のJ-クレジットの認証量

生物多様性の保全

- 化学農薬使用量(リスク換算)、化学肥料使用量の低減
- 有機農業の取組面積、有機農業産地づくりに取り組む市町村数
- 有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合

農山漁村における循環型社会形成

- バイオマス利用率、農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数

食品産業の環境負荷低減

- 食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合
- 事業系食品ロスの削減率

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続

- 農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出

農村関係人口の拡大が見られた市町村数

- 農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数

経済面の取組

農村地域において創出された付加価値額

- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数、宿泊等の売上額
- 農福連携等の取組主体数

生活面の取組

農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数

- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち農村RMOが活動している市町村の割合

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

中山間地域等の振興

- 中山間地域等における地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

鳥獣被害の防止

- 野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合
- ジビエ利用量

作付面積

含む)
工・業務用野菜)
大豆の保管数量

トハーフィンダール指数)

二国間政府対話等の枠組数

況
水が安定的に供給されている農地面積の割合
農業用ため池における防災工事の着手割合

歳以下のシェア
の割合
団体経営体のシェア

【農業構造】
食料自給力の確保に関する目標に係る農業構造の見通しを提示

積シェア
ける担い手の米生産コストの労働費削減割合

の割合

票に掲げる技術の実用化割合
支援対象スタートアップの売上額

耐性などに資する品種の育成

【技術体系、労働時間、所得】
スマート農業技術の活用などによる超省力化されたモデル的な経営の姿として、代表的な営農類型ごとに、農作業技術体系を、労働時間・所得と併せて提示

合率

数

頁

食品事業者による取組数

の割合

団体等数

取り組む事業者数の割合

目)

る市町村割合

市町村割合

舌動が

新たな食料・農業・農村基本計画に

○ 我が国の食料供給	目標	食料自給率	摂取
○ 輸出の促進	目標	農林水産物・食品	国際
○ 環境と調和のとれた食料システムの確立等	目標	温室効果ガスの削減	
○ 農村の振興	目標	農村関係人口の増大	

食料自給力の確保

農地・人	○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、農地総量の確保を図るとともに、担い手への農地集積率の向上を図る。 ○ サステナブルな農業構造の構築のため、49歳以下の担い手の確保を図る。	目標 農地面積：4 [KPI 担い手への農地集積率] 目標 49歳以下の担い手の確保 (参考) 担い手※1 [KPI 農業分野の担い手確保率]
	○ 担い手の生産性の向上のため、米の生産コストの低減を図る。 この実現に向け、 ① 大区画化等による担い手の労働費の削減 ② サービス事業者を通じた機械の共同利用による低コストでのスマート農業技術の活用 ③ 米の単収の向上とともに、 これに資する多収化や高温耐性等品種の育成に取り組む。 これらにより、米輸出について、低コスト産地を育成する。	目標 15ha以上の農地を営農する担い手の確保 [KPI 全経営体の営農面積] [KPI 水稲作付面積] [KPI 基盤整備実施率] [KPI サービス事業者との共同利用] [KPI スマート農業技術の活用] [KPI 米の単収：30%増] (KPI 多収化や高温耐性等品種の育成) [米の大規模生産農家の確保] (これら30%増)
技術	○ 麦、大豆について、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとし、生産コストの低減を図るため、単収向上に取り組む。	[KPI 小麦の生産性向上] [KPI 小麦の単収] [KPI 大豆の生産性向上] [KPI 大豆の単収]
	○ 稲作の省力化について、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとし、生産コストの低減を図るため、単収向上に取り組む。	[KPI 稲作の省力化] [KPI 稲作の単収]

米、麦、大豆のほか、

- ・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、客観性・透明性をもって政策評価を行い、PDCAサイクルによる施策の見直しを実施。**

※4 基

※5 年

※6 畜

における主な目標・KPI（目標年：2030年）

収ベース：45%→53%
際基準準拠：38%→45%
品の輸出額 1.5兆円→5兆円（KPI 米輸出4.5万トン→35万トン）
削減量 808万トン- CO_2 →1,176万トン- CO_2 （2013年度比）
拡大が見られた市町村数 356→630市町村

27万ha→412万ha
農地集積率：60.4%→7割]
担い手※1数：現在の水準※2を維持（※2 2023年：4.8万）
のうち49歳以下のシェア：26% ※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者（法人等を除く）
生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並※3に引き上げ]（※3 2024年：64%）

経営体の米生産コスト※4：11,350円/60kg→9,500円/60kg
米生産コスト※4：15,944円/60kg→13,000円/60kg]
面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割]
産地地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減（現状比）]
産者数：5,701→7,900経営体]
産技術を活用した農地面積の割合：20%→50%]
主食用533kg/10a→555kg/10a（4%増）
新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a（15%増）
産耐性等に資する品種の育成：35品種）

産輸出に取り組む輸出産地数※5：6産地→30産地
産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現）]

コスト※4：（田）10,400円/60kg→9,300円/60kg
（畑）7,700円/60kg→6,200円/60kg]
：472kg/10a→537kg/10a（14%増）]
コスト※4：（田）22,800円/60kg→18,000円/60kg
（畑）16,700円/60kg→14,600円/60kg]
：169kg/10a→223kg/10a（32%増）]

野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※6等のKPIを設定

準年（2023年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証
間輸出量が1,000トン以上の産地
産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭（羽）当たり生産量についても把握

